

第3章 用途大分類別の管理に関する基本的な方針

1 建築系公共施設

用途大分類別の管理に関する基本的な方針は、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提として施設内の設備も含めた方針を示しています。

1.1 学校教育系施設

(1) 現状と課題

- 芦屋小学校、芦屋東小学校、山鹿小学校、芦屋中学校、芦屋町学校給食センターの5施設（延床面積 30,114 m²）のうち、築 30 年以上を経過している建物が全体の 92% を占めています。また、耐用年数経過率は、芦屋小学校が 115%、その他の小中学校も 98% を超過しており、全体的に老朽化が進行しています。
- 小中学校の施設については、平成 20 から 22 年度にかけて耐震診断を行い、平成 21 から 23 年度に必要な耐震化工事を実施済みです。
- 学校施設については、トイレ改修、空調施設の整備等、教育環境の整備充実に取り組んできました。今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施するとともに、児童・生徒が安全かつ快適に学習できる環境づくりに努める必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 将来的な児童・生徒数や地域人口の減少を見据え、学校施設規模の見直し、地域コミュニティの中核施設としての役割強化等、将来の学校施設のあり方について検討を進めます。
- 利用者の利便性・効率性の観点から学童クラブ等の併設・複合化等の可能性について検討します。
- 平成 27 年度に建替えた学校給食センターは、児童・生徒の心身の健全な発達及び食育の推進を図るため、現状の施設を維持します。

② 維持管理等の適正化

- 児童・生徒が安全かつ快適に学習できる環境づくりのため、「芦屋町学校施設等長寿命化計画」に基づき、中長期的な観点から維持更新費用の低減化と施設の有効活用を図ります。
- 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

1.2 社会教育系施設

(1) 現状と課題

- 芦屋町中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、町民会館の 4 施設（延床面積 8,104 m²）すべてが築 30 年以上を経過しています。
- 災害時の避難施設である芦屋町中央公民館と町民会館については、平成 19 から 20 年度

に耐震診断を行い、耐震化の必要性がないことを確認済みです。

- 芦屋町中央公民館については、平成 20 年度から 21 年度にかけて改修工事を実施済みです。
- 町民会館については、平成 20 年度から 21 年度、及び令和 2 年度に改修工事を実施済みです。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 老朽化等により建替えを検討する際は、利用実態等から必要に応じて集約化や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方を検討します。

② 維持管理等の適正化

- 社会教育系施設については、「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施し、利用者の安全確保や維持管理費の低減化を図ります。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

1.3 文化系施設

(1) 現状と課題

- 芦屋釜の里、芦屋歴史の里、歴史民俗資料収蔵庫、ひらた船保存棟の 4 施設（延床面積 2,313 m²）のうち、築 30 年以上経過している建物は全体の 59%です。
- ひらた船保存棟の耐用年数経過率が 260%、芦屋釜の里が 104%であり、老朽化が進行しています。
- 芦屋町には、国、福岡県及び芦屋町指定の文化財が多くあります。文化系施設は、地域の歴史・文化の発信や継承の中核を担う役割が求められます。
- 芦屋釜の里については、重要文化財^{あしやあられじしんなりがま}芦屋霰地真形釜を収蔵展示するため、施設改修工事を実施します。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 老朽化等により建替えを検討する際は、必要に応じて集約化や複合化等の可能性も含め、施設の適正なあり方を検討します。

② 維持管理等の適正化

- 来館者の安全確保、展示物や保管物を適正に管理するため、設備や^{くたい}躯体の点検を適切に行います。
- 芦屋釜の里、芦屋歴史の里及び歴史民俗資料収蔵庫については、「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施し、利用者の安全確保や維持管理費の低減化を図ります。

- ひらた船保存棟についても、設備や躯体等の点検を適切に行い、必要に応じて計画的に改修や修繕等を実施し、施設全体が長期的に利用できるよう努めます。
- 民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

1.4 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 現状と課題

- スポーツ施設 7 施設（延床面積 7,246 m²）は弓道場の一部を除き、築 30 年を経過しています。青少年野外訓練場は耐用年数経過率が 129%、武道館は 104%であり、それぞれ老朽化が進行しています。
- 総合体育館・コミュニティセンターについては、平成 30 年度に改修工事を実施済みです。
- レクリエーション・観光施設 1 施設、保養施設 1 施設（延床面積 5,470 m²）のうち、芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリントラスあしやは、築 30 年未満です。また、芦屋海浜公園レジャープールの耐用年数経過率は 44%。国民宿舎マリントラスあしやは 43%であり、建物は比較的新しいですが、設備の老朽化が進んでいます。
- 芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリントラスあしやは、指定管理者制度に移行しています。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取り組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 将来人口の減少や少子高齢化、スポーツ振興による利用需要やレジャー人口の変化を見据え、老朽化等により建替えを検討する際は、移設や集約化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。

② 維持管理等の適正化

- サービスの維持向上と利用者の安全確保を図る観点から、躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 武道館、小体育館、総合体育館・コミュニティセンター、弓道場及び総合運動公園テニスコートハウスについては、「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施し、利用者の安全確保や維持管理費の低減化を図ります。
- 芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリントラスあしやについては、「芦屋海浜公園施設長寿命化計画」や「国民宿舎マリントラスあしや長寿命化計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- その他スポーツ・レクリエーション系施設についても、引き続き計画的に改修や修繕等を実施するとともに、安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を行います。
- 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。
- 個別施設計画及び長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直

しを行います。

1.5 子育て支援施設

(1) 現状と課題

- 山鹿小学校区学童クラブ、山鹿保育所、芦屋町子育て支援センターたんぽぽの 3 施設（延床面積 1,646 m²）のうち、築 30 年以上を経過している建物が全体の 87%を占め、耐用年数経過率は 64～89%となっています。
- 芦屋町子育て支援センターたんぽぽ及び山鹿保育所は、指定管理者制度に移行していません。
- 緑ヶ丘保育所については、平成 31 年度に施設を譲渡し、民営化が完了しています。
- 子育て支援施設については、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業の拡充や質の向上を推進していく必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 保育所については、現在の施設の長期利用を前提とした改修や修繕等を計画的に実施するとともに、民間移譲等についても検討します。
- 老朽化等により建替えを検討する際は、利用者の利便性・効率性の観点からその他の施設との併設、複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方を検討します。

② 維持管理等の適正化

- 「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の子育て支援事業の拡充や質の向上を図ります。
- 子育て支援センターたんぽぽについては、「芦屋町子育て支援センター個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- その他子育て支援施設についても、幼児・園児・児童の安全確保と快適な施設環境の整備を図る観点から、^{くたい}躯体や設備等について点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

1.6 保健・福祉施設

(1) 現状と課題

- 老人憩の家山鹿荘・寿楽会館・鶴松荘、老人陶芸教室、福祉会館の 5 施設（延床面積 1,747 m²）があり、福祉会館の一部を除き、築 30 年を経過しています。また、老人憩の家 3 施設は木造のため、耐用年数経過率は 191～214%であり、設備も含めて老朽化が進行しています。
- 施設の老朽化のため、多額の修繕費用が発生しています。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 老朽化の進む老人憩の家は、将来の人口減少や少子高齢化に伴う利用需要の変化を見据え、施設の集約化や複合化等も含め、施設の適正なあり方について検討します。

② 維持管理等の適正化

- 保健・福祉施設については、安全で快適な施設環境の整備を進め、利用者の安全確保を図る観点から、^{くたい}躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 老人憩の家については、利用者ニーズ等を把握し、サービス内容や質の充実等を図ります。
- 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。

1.7 町営住宅

(1) 現状と課題

- 町営住宅及び集会所 16 施設（延床面積 44,643 m²）のうち、築 30 年を経過している建物は全体の 77%を占めています。特に幸町団地、高浜団地、鶴松団地、鶴松中層団地は、老朽化が進行しています。
- 後水団地については、平成 30 年度に建替え工事を実施するとともに、鶴松中層団地については、令和 2 年度から 3 年度に改修工事を実施済みです。
- 町営住宅の管理戸数の削減とともに、既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取り組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、町営住宅の建替えや用途廃止を実施し、今後の人口減少、少子高齢化、世帯動向等を踏まえた施設の適正化を図ります。
- 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

② 維持管理等の適正化

- 町営住宅については、「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 居住者及び地域住民に対する安全確保と環境整備を図る観点から、管理データベースを整備し、日常的維持管理や計画的な修繕時期の確認に利用します。
- 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

1.8 行政系施設

(1) 現状と課題

- 芦屋町役場、庁舎附属施設、第 1 分団車庫、第 2 分団車庫、第 3 分団車庫の 6 施設（延床面積 8,772 m²）のうち、芦屋町役場、庁舎附属施設、第 1 分団車庫、が築 30 年を経

過しています。また、耐用年数経過率は芦屋町役場が90%となっています。

- 災害時の拠点機能を担う芦屋町役場については、平成19年度に耐震診断を行い、平成20年度に必要な耐震化工事を実施し、令和元年度に外壁補修工事を実施済みです。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 芦屋町役場については、施設を更新する際に、住民サービス機能・災害時の拠点施設機能を確保したうえで、減築や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。
- 災害時における拠点機能の維持を図ります。

② 維持管理等の適正化

- 芦屋町役場は行政機能の中核であり、災害時の拠点施設であることから、安全かつ長期的な利用を見据え、^{くたい}躯体や設備の点検を行い、「芦屋町役場（庁舎）個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 芦屋町役場においては、維持管理費用の低減化に努めるとともに、社会情勢により変化する業務内容に対応するため既存施設の有効利用を図ります。
- その他行政系施設についても機能維持・強化する観点から、^{くたい}躯体や設備の点検を行い、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

1.9 給排水施設

(1) 現状と課題

- 正津ヶ浜ポンプ場、丸の内ポンプ場、高浜雨水ポンプ場、粟屋雨水ポンプ場の4施設（延床面積109㎡）があり、粟屋雨水ポンプ場を除き築30年を経過しています。また、正津ヶ浜ポンプ場の耐用年数経過率は、112%となっています。
- 住民生活に必要な不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。
- 施設に不具合が生じてから保全を行う「事後保全型」から、計画的に施設の点検や改修等を行い不具合を未然に防止する「予防保全型」の管理へ転換を図る必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況、周辺環境への影響等を踏まえ、集約化や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。

② 維持管理等の適正化

- 長期的な利用を図り、安全を確保する観点から、^{くたい}躯体や設備等の点検を適正に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。

1.10 公衆衛生施設

(1) 現状と課題

- 公衆衛生施設 18 施設（延床面積 340 ㎡）のうち、21%が築 30 年を経過しています。耐用年数経過率については、18 施設のうち 8 施設で 200%、3 施設で 100%を超えており、木造施設の老朽化がかなり進行しています。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 公衆衛生施設については、公衆衛生の維持及び公園利用者や来町者の利便性等を考慮しながら、施設の適正なあり方を検討します。

② 維持管理等の適正化

- 快適かつ安全で清潔な公衆衛生施設を提供できるよう、^{くたい}躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。

1.11 その他施設

(1) 現状と課題

- その他施設には、船頭町商業施設（スーパーはまゆう）、作業員詰所、戦没者慰霊塔の 3 施設（延床面積 1,604 ㎡）があります。耐用年数経過率は船頭町商業施設、戦没者慰霊塔はそれぞれ 31%、112%となっており、戦没者慰霊塔は老朽化が進行しています。
- 作業員詰所については、令和 3 年度に建替え工事を実施済みです。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況、周辺環境への影響等を踏まえ、施設の適正なあり方について検討します。

② 維持管理等の適正化

- 船頭町商業施設（スーパーはまゆう）については、「個別施設計画（船頭町商業施設）」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- その他の施設についても、長期的な利用を図り、安全を確保する観点から、^{くたい}躯体や設備等の点検を適正に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

1.12 下水道施設

(1) 現状と課題

- 芦屋町の下水道事業は、平成 12 年度に町全域の整備が概ね完了しています。

- 芦屋町浄化センター、中ノ浜ポンプ場、汐入ポンプ場等 8 施設（延床面積 6,226 m²）があり、汐入ポンプ場を除く 7 施設は築 30 年以上経過しています。
- 施設の耐用年数経過率は、77～109%となっています。
- 住民生活に必要な不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 快適な生活環境を守るとともに効率的な汚水処理を実施し、公共用水域の水質を保全するため、現状の施設を維持します。

② 維持管理等の適正化

- 下水道施設については「芦屋町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- スtockマネジメント計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

1.13 競走場施設

(1) 現状と課題

- 競走場施設（延床面積 47,711 m²）は、ほとんどの建物が築 30 年未満であり、比較的新しい施設です。
- 芦屋町の建築系公共施設全体の約 3 割の延床面積を有しています。
- 耐用年数経過率は、32%となっています。
- あしや夢リアホール及びプラザについては、令和 2 年度から 3 年度にかけて改修工事を実施済みです。
- 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況等を踏まえ、減築や施設の有効利用、複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。

② 維持管理等の適正化

- 競走場施設については、「芦屋町モーターボート競走場モーターボート競走施設等長寿命化計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

2 インフラ系公共施設

2.1 道路・橋りょう

(1) 現状と課題

- 芦屋町は、北九州市に隣接した地域特性から、都市圏内の交通利便性を向上させるための整備にいち早く着手し、道路の総延長は82,915m(町道78,235m、農道3,846m、自転車歩行者道834m)(令和元年度末現在)となっています。
- 橋りょうは25橋(令和元年度末現在)ありますが、そのうち約7割の17橋が高度成長期(昭和30~55年)に建設が集中しています。
- 住民生活に必要な不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 都市圏内の交通利便性を確保するため、基本的に現状を維持します。
- 道路利用者にとって、わかりやすい道路網^{もろ}とするため、町道と国・県道の振り替え事業を進めます。

② 維持管理等の適正化

- 道路(舗装、道路照明灯等の附属物)については、定期点検要領等に基づき、点検を定期的実施するとともに、点検結果や「個別施設計画(舗装)」に基づき計画的に改修や修繕等を実施します。
- 橋りょうについては、「個別施設計画(橋梁)」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

2.2 下水道(管きよ)

(1) 現状と課題

- 芦屋町の下水道事業は、平成12年度に町全域の整備が概ね完了しており、污水管と雨水管を合わせた総延長は97,509m(令和元年度末現在)となっています。
- 住民生活に必要な不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 快適な生活環境を守るとともに効率的な污水处理を実施し、公共用水域の水質を保全するため、現状を維持します。

② 維持管理等の適正化

- 下水道(管きよ)については、「芦屋町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。

ストックマネジメント計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行

います。

2.3 漁港

(1) 現状と課題

- 芦屋町が管理する漁港は 1 港あり、外郭施設（防波堤・護岸等）の延長は 2,143m、係留施設の延長は 842mとなっています。これらの多くを昭和 48 年から整備してきており、概ね施設は整っています。（令和 3 年 10 月現在）
- 漁港施設の老朽化が進行していたため、平成 29 年度から水産物供給基盤機能保全事業を活用し、外郭施設と係留施設の改修工事を実施しています。
- 荒波や塩害による漁港施設の劣化が予想されることから、今後も引き続き修繕や更新等に取組んでいく必要があります。
- 施設に不具合が生じてから保全を行う「事後保全型」から、計画的に施設の点検や改修等を行い不具合を未然に防止する「予防保全型」の管理へ転換を図る必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 水産物の供給基盤として、基本的に現状を維持します。

② 維持管理等の適正化

- 柏原漁港については、「柏原漁港機能保全計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。
- 機能保全計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

